



平成 29 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 モ ル フ オ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 賀 督 基
(コード：3653 東証マザーズ)
問 合 せ 先 管 理 部 部 長 大 野 良
(TEL. 03-3288-3288)

証券取引等監視委員会による当社役職員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社の役職員 10 名（元従業員を含みます。）が、その職務に関し、当社の業務執行を決定する機関が株式会社デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件重要事実」といいます。）を知りながら、本件重要事実が公表された平成 27 年 12 月 11 日より前に、うち 3 名の者が当社株式を買い付け、また、うち 7 名の者が当社持株会に入会し又はその拠出金を増額させることで当社株式に係る持分を得たという金融商品取引法（内部者取引規制）違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、上記各役職員に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様並びに関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の事態を重く受け止め、外部専門家を交えた特別調査委員会を設置しております。当該特別調査委員会による調査により、当社の本件重要事実の管理につき不適切な点があったか否かを検証するとともに、不適切な点が認められた場合にはその原因を分析し問題改善に取り組んでいく所存です。

なお、今後の対応については、結果がまとまり次第、速やかにご報告させていただきます。

以 上